

茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおける会計業務に係る不正防止に関する規程

平成28年2月19日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター

(目的)

第1条 この規程は、茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「センター」という。）の研究部門における会計業務に係る不正防止に必要な措置を定めることにより、会計業務の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「研究部門」とは、湖沼環境研究室及び大気化学物質研究室をいう。
- 2 「会計業務に係る不正」とは、架空請求、水増請求、発注と異なる納品の指示その他法令及び研究費を配分又は負担した機関の定める規程等に違反して経費を不適切に使用することをいう。
- 3 「職員等」とは、センターの業務に従事する者をいう。
- 4 「資金」とは、研究部門で取り扱う研究に係る資金をいう。

(責任体制)

第3条 センターに会計業務最高管理責任者を置く。会計業務最高管理責任者は、会計業務に係る事務を掌理し、センター長をもって充てる。

- 2 センターに会計業務統括管理責任者を置く。会計業務統括管理責任者は、資金の運営・管理を含む会計業務に係る事務を統括し、副センター長（事務吏員）をもって充てる。
- 3 研究部門に会計業務責任者を置く。会計業務責任者は研究部門の資金の運営・管理を含む会計業務に関する事務を管理し、研究調整監をもって充てる。
- 4 会計業務最高管理責任者は、会計業務統括管理責任者及び会計業務責任者が責任を持って会計業務を運営・管理できるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 会計業務責任者は、会計業務統括管理責任者の指示の下、
 - ① 不正防止計画に基づき研究部門において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を会計業務統括管理責任者に報告する。
 - ② 不正防止を図るため、研究部門の資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、次条における研修に参加させることや日常の指導等によりコンプライアンスの徹底を図る。
 - ③ 研究部門において、構成員が、適切に資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 6 職員等は、会計業務に係る不正に関する情報を得たときは、直ちに会計業務最高管理責任者及び会計業務統括管理責任者に報告しなければならない。

(研修の実施)

第4条 会計業務最高管理責任者は、センター全体の研究倫理の保持・向上を図り、会計業務に係る不正行為が行われないよう、職員等に対し必要な研修を毎年1回、年度当初に

行う。

- 2 会計業務最高管理責任者は、受講内容等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、資金の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書（別紙様式第1）を徴取する。

（防止計画推進部署）

第5条 不正行為の防止を推進する部署はセンター総務課とする。

- 2 総務課は、センター全体の観点から不正行為の実態を把握・検証し、関係者と協力して、センター全体の具体的な対策を策定・実施し、不正行為の防止を推進する。
- 3 総務課は、会計業務に係る不正防止に関する規程をホームページ等で広報するとともに、納入業者等から誓約書（別紙様式第2）を徴取する。

（職員等の義務）

第6条 職員等は、次の義務を負う。

- 1 職員等は会計業務に関し不正を行ってはならない。
- 2 職員等はこの規程に基づく会計業務に係る不正防止措置に協力しなければならない。

（行動基準）

第7条 職員等は、会計業務に係る不正がセンターへの信頼を揺るがすものであることを認識し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 運営費交付金はもちろん、職員個人に交付された補助金であってもその原資が国民の税金であることを強く認識して、会計業務を適正に執行すること。
- 2 会計業務の執行に当たっては、あいまいな認識や慣例に流されるのではなく、関係する規程、第9条に基づく不正防止計画及びルール等を事前によく調べ熟知しておくこと。
- 3 会計業務担当者は、研究活動の特性を理解するよう努め、効率的な研究の遂行に配慮すること。

（事務処理手続）

第8条 資金に係る事務処理手続は種類に応じて、財務規則、各委託・補助金のマニュアル等によるものとする。

（不正防止計画）

第9条 会計業務最高管理責任者は、会計業務に係る不正防止の総合的な推進を図るため、会計業務の不正防止に係る計画（以下「不正防止計画」という。）を作成する。

- 2 会計業務最高管理責任者は、必要に応じ不正防止計画を見直すものとする。

（内部監査）

第10条 センターに内部監査委員会を設置する。

- 2 内部監査委員会は、会計業務最高管理責任者、会計業務統括管理責任者、会計業務責任者及び副センター長（技術吏員）及び会計業務最高管理責任者が必要と認めた者をもって構成する。
- 3 内部監査委員会は、前項の内部監査に係る計画を立案するに先立ち、総務課等から会計業務に係る不正の発生要因等に関する情報を聴取するものとする。
- 4 毎年1回、年度末に契約件数の5%を抽出し、会計書類及び購入物品の使用状況等を確認し、不備が発見された場合は直ちに修正等を行うとともに、その内容を不正防止計

画に反映させる。

(相談・告発)

第 11 条 総務課に会計業務に係る不正に関する相談・告発の窓口を設置する。

- 2 相談・告発窓口においては、職員等及びセンター外部の者からの会計業務に係る不正に関する告発（以下、「告発」という。）を受け付けるほか、告発に関する相談に応じる。
- 3 前項の告発は、原則として告発者の氏名（所属を含む。）、告発対象事案の内容、その他必要事項を記載した告発シート（別紙様式第 3）を、電子メールに添付して送信、封書により郵送、FAX により送信、面談時に提出、センターの所定の投函箱へ直接投函する、又は告発シートの記載事項を電話で伝えることにより行う。
- 4 相談・告発窓口において相談・告発を受けた場合には、直ちに会計業務統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 被告発者が他の機関に所属している等、センターの他に調査機関となることが考えられる機関がある場合は、当該機関に告発の回付又は通知等を行う。

(告発の受理等)

第 12 条 会計業務統括管理責任者は、前条第 2 項の規定により告発があった場合には、その内容を確認し、告発対象事案の内容と不正の存在又はその疑いについて合理的理由が示されている場合には、当該告発を受理することとし、当該告発者に対して、受理したことを通知する。

- 2 告発は、原則として顕名によるもののみ受理するものとする。ただし、匿名によるものであっても、告発の内容に応じ、顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 前条第 2 項の規定により相談があった場合、その内容を確認し、相談対象事案の内容と不正の存在又はその疑いについて合理性のある理由が示されている場合には、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 4 前項において告発の意思が確認されない場合にも、告発を受理した場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 会計業務統括管理責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為が求められているという相談・告発があった場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が職員でない場合は、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。職員でない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。
- 6 他の機関から告発が回付又は通知された場合は、告発があった場合に準じ、必要な措置をとる。

(予備調査)

第 13 条 会計業務統括管理責任者は、前条第 2 項の規定により告発を受理したときは、防止計画推進部署に命じて会計業務に係る不正行為に関して本調査が必要かどうかを検討するため、告発された行為が行われた可能性、告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

- 2 予備調査においても、必要に応じて、次条に準じて調査委員会を設置・招集することができる。
- 3 会計業務統括管理責任者は、予備調査を行うときは、職員等に対しそれらが保有する

資料の保全等を命ずることができる。

- 4 会計業務統括管理責任者は、予備調査を行うことを被告発者（告発において告発対象事案に関わっていたとされる者をいう。）に通知する。
- 5 会計業務統括管理責任者は、告発を受理したときは、受理した日から原則として 30 日以内に予備調査を終了し、その結果を告発者及び被告発者に開示するとともに、会計業務最高管理責任者に報告する。

（調査委員会の設置等）

第 14 条 会計業務最高管理責任者は、本調査が必要であるとの前条第 5 項の規定による予備調査結果の報告を受けたときは、次の各号を調査・審議するための調査委員会を設置する。

- ① 不正の有無及び不正の内容
- ② 関与した者及びその関与の程度
- ③ 不正使用の相当額

2 会計業務最高管理責任者は、調査委員会の委員長、委員を職員等及びセンターに属さない外部の第三者（弁護士・公認会計士等）から任命又は委嘱する。第三者は、センター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。この場合、会計業務最高管理責任者は、自身を委員長又は委員とする。

3 調査委員会は、委員長が招集する。

4 調査委員会の庶務は、総務課が行う。

（本調査の通知等）

第 15 条 会計業務最高管理責任者は、前条第 1 項の規定により調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者（被告発者が他機関に所属している場合は、当該機関を含む）に対し、調査の開始並びに委員長及び委員の氏名及び所属を通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の任命又は委嘱に不服があるときは、前項の規定による通知を受けた日から 7 日以内に異議申立書（別紙様式第 4）を会計業務最高管理責任者に提出することができる。

3 会計業務最高管理責任者は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員長又は委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

4 会計業務最高管理責任者は、調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、必要に応じて、被告発者等調査対象となっている者に対し、研究費の使用停止を命ずることとする。

（本調査の実施）

第 16 条 調査委員会委員長は、前条第 2 項に規定する期間を経過したときは、速やかに調査委員会を招集し、調査を開始しなければならない。なお、調査の開始は会計業務最高管理責任者が、本調査が必要であるとの第 13 条第 5 項の規定による予備調査結果の報告を受けた日から原則として 30 日以内とする。

2 調査委員会は、調査にあたって、被告発者の弁明を聴取する。

3 調査委員会は、告発が悪意に基づくものであるとの認定を行う場合には、あらかじめ告発者の弁明を聴取する。

4 調査委員会は、調査を開始した日から原則として 150 日以内に調査結果報告書を作成し、会計業務最高管理責任者に提出する。会計業務最高管理責任者は、告発者並びに被告発者及び被告発者以外で不正行為に関わったと認定された者（以下「被告発者等」という。）（被告発者等が他機関に所属する場合は、当該機関を含む）に調査結果を通知する。なお、当該調査結果において悪意に基づく告発であると認定され、告発者が他機関に所属する場合は、告発者の所属する機関にも調査結果を通知する。

（再調査）

第 17 条 前条第 4 項の規定により通知された調査結果において、不正行為に関わったと認定された被告発者等は、前条第 4 項の規定により通知された調査結果に対して不服がある場合、及び前条第 4 項の規定により通知された調査結果において悪意に基づく告発であると認定された告発者は、前条第 4 項の規定により通知された調査結果に対して不服がある場合、同項の規定による通知の日から 10 日以内に不服申立書（別紙様式第 5）を会計業務最高管理責任者に提出することができる。ただし、同一理由による不服申立書の提出を繰り返すことはできない。

2 会計業務最高管理責任者は、前項の規定により被告発者等から不服申立書の提出があった場合には、調査委員会に不服申立書を回付するとともに、告発者に不服申し立ての提出があった旨を通知する。

3 会計業務最高管理責任者は、第 1 項の規定による被告発者等からの不服申し立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合であって、必要と認める場合には、調査委員の交代若しくは追加をする。

4 調査委員会は、第 2 項により回付された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し会計業務最高管理責任者に報告する。

5 会計業務最高管理責任者は、前項の規定により報告された当該決定を告発者及び被告発者等に通知する。

6 第 4 項の規定による再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始した日から原則として 50 日以内に、調査結果報告書を作成し、会計業務最高管理責任者に提出する。

7 会計業務最高管理責任者は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知する。

8 会計業務最高管理責任者は、第 1 項の規定により告発者から不服申立書の提出があった場合には、調査委員会に不服申立書を回付するとともに、被告発者等にその旨を通知し、告発者が他機関に所属する場合は当該機関にもその旨を通知する。

9 会計業務最高管理責任者は、第 1 項の規定による告発者からの不服申し立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合であって、必要と認める場合には、委員の交代若しくは追加をする。

10 調査委員会は、第 8 項により回付された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、会計業務最高管理責任者に報告する。

11 会計業務最高管理責任者は、前項の規定により報告された当該決定を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他機関に所属する場合は当該機関にも通知する。

12 第 10 項の規定による再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始し

た日から原則 30 日以内に、調査結果報告書を作成し、会計業務最高管理責任者に提出する。

13 会計業務最高管理責任者は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他機関に所属する場合には当該機関にも通知する。

(資金配分機関への通知等)

第 18 条 会計業務最高管理責任者は、告発対象事案について、第 13 条第 5 項の規定による調査の要否の決定、第 15 条第 1 項の規定による調査の開始、第 16 条第 4 項の規定による調査結果、前条第 1 項の規定による不服申立書、前条第 4 項及び前条第 10 項の規定による再調査の実施に関する決定、前条第 6 項及び前条第 12 項の規定による調査結果報告書を、当該資金を所管する機関に対して通知又は報告する。

2 会計業務最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

3 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に報告する。

4 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

5 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

6 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関への資料の提出又は閲覧、配分機関の現地調査に応じる。

7 会計業務最高管理責任者は、任命権者に対し、第 1 項に準じて報告する。

(不正行為が認定された場合の措置)

第 19 条 会計業務最高管理責任者は、第 16 条第 4 項の規定により調査委員会から会計業務に係る不正行為があったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、その調査の概要等(不正行為に関わった者の氏名を含む。)を公表するとともに、不正行為に関与した者の処分等の措置を講ずる。不正行為に関与した者および関与したとまでは認定されないが、その管理監督に適正を欠いた者への処分、当該資金の支出中止、一部または全部の返還等の措置を講ずる。

①第 17 条第 1 項の規定による不服申立てが無い場合。

②第 17 条第 4 項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合。

③第 17 条第 6 項の規定により調査委員会から不正行為があったとの報告を受けた場合。

(不正行為が認定されなかった場合の措置)

第 20 条 会計業務最高管理責任者は、第 16 条第 4 項及び第 17 条第 6 項の規定により調査委員会から会計業務に係る不正行為があったとは認められないとの報告を受けたときは、すべての調査関係者にその旨を通知する。その際には、原則として公表しない。

2 会計業務最高管理責任者は、被告発者に対し、不正行為がなかったものとして、不利益な行為が行われないような措置を講ずる。

3 会計業務最高管理責任者は、第 15 条第 4 項の規定により調査委員会から告発が悪意

に基づくものであったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として調査結果のうち、別に定める内容を公表するとともに、当該告発者が職員等である場合には、任命権者に対し、報告する。

①第 17 条第 1 項の規定による不服申立てが無い場合。

②第 17 条第 10 項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合。

4 第 17 条第 12 項の規定により調査委員会から告発が悪意に基づくものであったとの報告を受けた場合。

(告発者等、調査協力者の保護)

第 21 条 職員等は、前条第 3 項に基づく措置を講ずる場合を除き、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として不利益な行為を行ってはならない。

2 会計業務最高管理責任者は、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として当該告発者等又は調査協力者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

(被告発者に不利益をもたらす行為の禁止)

第 22 条 職員等は、第 19 条に基づき講ずる措置を除き、被告発者が告発されたことを理由として不利益をもたらす行為を行ってはならない。

(調査への協力)

第 23 条 職員等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(秘密の保持)

第 24 条 職員等は、この規程に規定する調査等に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 この規程に規定する会計業務に係る不正行為の調査等に関わる者は、調査等において告発者が特定されないよう配慮するとともに、調査等に係る通知にあたっては、被告発者や調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(不正目的の告発の禁止)

第 25 条 職員等は、虚偽の告発や、他人を誹謗中傷する告発その他不正な目的での告発を行ってはならない。

(調査等の事務に携わる者の制限)

第 26 条 会計業務に係る不正行為の事案の事務に携わる者は、自らが関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

(会計業務の事務処理手続に関する相談窓口)

第 27 条 総務課に職員等及びセンター外部の者からの会計業務の事務処理手続に関する相談窓口を設置する。

(雑則)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は会計業務最高管理責任者が定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおける科学研究費助成事業－科研費－に係る研究実施規程（平成26年9月24日制定）は廃止する。

コンプライアンスに係る誓約書

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

・私は、研究不正・公的研究費等に係る法令，内部規程等を遵守し，不正を行わないことをここに誓約いたします。

・上述の法令，内部規程等に違反した場合には，法令，内部規程等に基く処分を受けるものと理解しています。

所属部署：

氏 名：

研修受講日：平成 年 月 日

誓 約 日：平成 年 月 日

* 本人の自署によること

会計事務に関する誓約書

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

当社は、茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「センター」という。）との取引に当り、下記の事項を確認し、遵守します。

記

- 1 茨城県財務規則及び関係規定、センターにおける会計業務に係る不正防止に関する規程を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2 センターの職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、センターにおける会計業務に係る不正防止に関する規程に定める相談窓口連絡すること。
- 3 不正が認められた場合は、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

印

連絡先電話番号

連絡用メールアドレス

告発シート

(注意事項)

- 1 本告発シートは電子メールに添付して送信，封書により郵送，FAXにより送信，面談時に提出又は所定の投函箱（総務課前に設置）へ直接投函等を行って下さい。電話で告発する場合は，本告発シートの記載事項について，口頭で伝えてください。
- 2 告発は，原則として顕名によるものであり，かつ合理性のある理由が示されているもののみ受理します。
- 3 調査の結果，悪意に基づく告発であったことが判明した場合は，氏名の公表等があり得ます。

- 1 告発日 平成 年 月 日
- 2 告発者氏名
- 3 告発者所属
- 4 告発者への連絡方法 希望する欄に印を付けてください（複数可）。

電話：

メールアドレス：

その他：

連絡を取る場合の留意事項があれば記載してください。

()

5 会計業務に係る不正

(1) 会計業務に係る不正の内容 ーできるだけ具体的に記載して下さいー

(2) 会計業務に係る不正の行為者

(3) 会計業務に係る不正があったと思慮される理由

ーできるだけ具体的に記載して下さいー

窓口記入欄 ー告発者の方は何も記載しないで下さいー

--

異議申立書

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

所属

連絡先

氏名

印

茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおける会計業務に係る不正防止に関する規程第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知のありました調査委員会委員長又は委員の任命又は委嘱について下記のとおり異議を申立てます。

1 異議申立てに係る委員長又は委員名

2 異議申立ての理由

別紙様式第 5

不服申立日 平成 年 月 日

不服申立書

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

所属

連絡先

氏名

印

茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおける会計業務に係る不正防止に関する規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知のありました調査結果について下記のとおり不服を申立てます。

1 不服申立てに係る箇所

2 不服の理由